

令和2年度 福島市 包括外部監査の結果報告書の概要

令和3年3月25日

包括外部監査人 公認会計士 鈴木和郎

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び福島市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成三十年一月十二日条例第四号)第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

債権に関する財務事務の執行及び管理について

3. 事件を選定した理由

2020年度(令和2年度)は福島市総合計画の後期基本計画(2016～2020年度)の最終年度にあたる。当該計画において、健全な財政運営の推進のために、経費の計画的・効率的な配分等の財源の重点配分とともに、税・使用料・手数料等の自主財源の確保が掲げられている。また、近年、自治体の債権管理、とりわけ収入未済額の管理が課題とされており、福島市では平成26年4月に「福島市債権管理条例」が施行されている。さらに、福島市の監査委員監査においても、平成29年度～30年度に「債権管理について」をテーマとして行政監査が実施され、種々の指摘が行われている。

このような点から、福島市の債権に関する財務事務の執行及び管理をテーマとして、合規性及び3E(※)の観点から監査を行うことは有用であると考え、今年度における特定の事件として選定した。

※3E(経済性: Economy、効率性: Efficiency、有効性: Effectiveness)

4. 監査の対象

監査の対象は、福島市が有する一般会計、特別会計、公営企業会計のうち、平成30年度の歳入歳出決算データベースにより、平成30年度末に収入未済額を有する債権とした。また、これに加えて平成30年度の福島市歳入歳出決算書の「財産に関する調書」に記載されている貸付金を対象とした。

ただし、これらの債権のうち、国など他の公共団体から受入れる収入などのいわゆる依存財源に基づく債権は、回収不能となる信用リスクが存在しないため監査対象外とした。監査対象としたのは地方公共団体がみずから徴収する収入であるいわゆる自主財源に基づく債権であり、具体的には、地方税、使用料、手数料、分担金、負担金、寄付金、財産収入、収益事業収入等である。なお、貸付金のうち庁舎整備基金運用特別会計資金貸付金は、市の特別会計に対する債権であるため監査対象外とした。

5. 監査対象期間

原則として平成30年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)を監査対象とした。ただし、収入未済額や不納欠損処理などは、必要に応じて平成29年度以前や平成31年以後の年度も対象とした。

6. 外部監査の実施期間

令和2年5月9日から令和3年3月25日まで

7. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見の主な内容は以下の通りである。なお、「指摘」とした事項は、法令、条例、規則、要綱等に照らして合規性の観点から不正または不当なもの、財務の執行等に関して3E(経済性、効率性、有効性)の観点から改善すべきと監査人が判断したものである。また、「意見」とした事項は、合規性に関して不正または不当とは判断しないが改善が望ましいもの、3Eの観点から将来に向けて改善することが望ましいと監査人が判断したものである。

(1) 全般的事項

① 債権管理の集中化(意見)

令和2年度現在において、地方税の調定は市民税課、資産税課、国保年金課が行い、債権管理、いわゆる滞納整理事務は納税課が行っている。また、強制徴収公債権については、道路占用料を除き税債権と共通の債権管理システムが導入されている。強制徴収公債権は税債権と同様の債権管理が必要とされるため、効率化等の観点から共通の債権管理システムを導入しているものと考えられる。

債権管理の効率化のためにはシステムだけではなく債権管理業務そのものも納税課で集中管理することが有効であり、調定と債権管理の担当者を分けることは内部統制の観点からも求められる。この点で、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の債権管理は令和3年度より納税課所管となるが、公立保育所負担金・私立保育所負担金及び生活保護費返還金は、納税課への移管は予定されていない。しかし、これらの債権は相当額の不納欠損額及び収入未済額が計上されており、その件数も多い。

債権管理の効率性と有効性、マンパワーの問題、さらに調定と債権管理の担当者を分けるという内部統制上の観点等から、公立保育所負担金・私立保育所負担金及び生活保護費返還金(強制徴収公債権部分)についても、早期に債権管理を納税課に移管することが望ましい。

② 債権管理台帳の整備(指摘)

平成29年度の福島市監査委員の行政監査報告書において、監査対象とした44債権のうち、6債権について債権管理台帳を整備していないとの記載があった。この6債権のうち、今回の包括外部監査でも監査対象とした4債権の債権管理台帳の整備状況は改善されていた。しかしながら、今回監査の対象とした多くの債権では福島市債権管理条例施行規則に定める記載事項が網羅されておらず、特に私債権では施行規則が求める事項に対する記載不足が見受けられた。債権管理台帳は過去からの経緯等を確認し、効率的・効果的な債権管理を行うための基本となる帳票であり、施行規則が求める事項を明確に記載すべきである。

③ 地方税の延滞金の調定時期(指摘)

福島市における延滞金の歳入の調定は、いわゆる「事後調定」という処理方法により、延滞金の納付・収納時に行われている。しかし、地方税の延滞金は本税の滞納期間にわたって計算され、本税が納付・完納された日に確定する。すなわち、延滞している本税が完納された場合、その本税が収納された時点で延滞金の額は確定するため、本税が収納された日の属する会計年度の歳入として当該本税に係る延滞金を調定し、以後は市の債権として認識、管理を行うべきである。

なお、既に滞納本税が完納されたことにより確定しているが調定されていない延滞金の額は、監査実施時点の令和2年12月21日時点で525,624千円と多額に上っている。

④ 公債権の延滞金の取扱い(意見)

福島市債権管理条例によると、市の公債権について督促を行った場合は、その債権の履行期限の翌日から納付日までの期間、延滞金を徴収する定めがあり、公債権について延滞が発生して督促状を送付した場合、延滞金を徴収するのが原則である。しかし、今回監査対象とした17項目の公債権について、平成28年度から令和元年度の過去4年間で延滞金が徴収されているのは、後期高齢者医療保険料及び下水道事業受益者負担金の2項目のみである。

これらの債権には社会的弱者に対する給付等も多く含まれるため、延滞金を減免することも考えられる。しかし、公債権は延滞金を徴収することが原則であるため、延滞金を徴収しない場合、その判断に係る根拠をマニュアルや取扱要領に定めて、担当者による判断の恣意性を排除し、債務者負担の公平性を確保することが望ましい。

(2) 個別債権に係る重要事項

① 特別徴収義務者の長期未納者への対応(指摘)

福島市は平成 28 年度より特別徴収義務者の一斉指定に取り組んでいるが、平成 29 年度末(平成 30 年 3 月 31 日)における特別徴収義務者の未納者(給与支払事業所)数は 438 件、未納額は 78,570,457 円にのぼる。特別徴収額は従業員からの預り金であり、当該資金を納付せずに事業資金として流用した場合は業務上横領に相当する行為である。このため、特別徴収の滞納者には滞納処分の実行により回収を図ることはもちろん、滞納処分による回収が困難かつ悪質な事業者については、公務員の告発義務に従って刑事告発するなどの厳格な対応を検討すべきである。

② 会社経営者である個人の市税滞納者の財産調査(指摘)

個人市民税を含む市税について、会社経営者である高額滞納者が複数発見された。この中には経営者個人は高額滞納者だが法人では滞納がない者、個人・法人ともに高額滞納者だが個人の給与所得や不動産所得が高額である者があった。滞納者が被雇用者等である場合には給与や年金の差押えを行っているにも関わらず、役員である場合に役員報酬の差押えを行わない理由はないと考える。また、同族会社には役員借入金や法人経営者名義の保険契約等が存在する場合も多い。会社役員の滞納整理事務については、当該役員が経営する法人の決算報告書及び添付書類たる勘定科目内訳書を収集し、法人財産の差押えを視野に入れた財産状況調査を実施すべきである。

③ 児童手当の特別徴収等による保育所負担金の回収(意見)

幼稚園・保育課では、保育料の滞納者に対する児童手当を窓口での現金支給として、窓口での納付相談を行っているが、債権回収が長期化している。他の自治体では特別徴収や申出(任意)徴収による回収促進の取り組み事例があり、保育料や学校給食費などの未納額を児童手当の金額から控除して支給することにより、未納額を回収している。特別徴収は児童手当法に基づく制度であり、児童手当から控除できるのは現年度の滞納額のみだが、市側が強制的に実行できるため、収入未済の発生抑止につながる。申出徴収は任意の制度だが、過年度分も含めて滞納額を回収できる。受益者負担の公平性確保と債権管理事務コストの削減のために、これらの制度の導入により、滞納債権の発生防止と回収促進を図ることが望ましい。

④ 市営住宅使用料の滞納者に対する法的措置の基準(指摘)

市営住宅使用料の過年度分の収入率は 33.7%と低い。平成 29 年度末(平成 30 年 3 月 31 日)時点での市営住宅使用料に係る収入未済額を個別に確認したところ、滞納が長期化し滞納額が高額になっているものが散見された。過年度分の収入率向上と長期滞納者の減少を図るためには、適時に使用許可取消等の法的措置を取ることが必要と考えられる。福島市では「法的措置選定基準」において、法的措置の目安が定められている。この形式基準である 6 ヶ月以上又は 10 万円以上に該当する滞納者については、法的措置を実施するか否かの判断の客観性と公平性を確認できるよう、債権管理台帳等に判断基準を記載した上で、起案書等による決裁承認をとるべきである。

⑤ 収入超過者の市営住宅使用料滞納者に対する明渡請求及び損害金(意見)

福島市の市営住宅には福島市営住宅等条例に規定する収入超過者が一定数居住しており、収入超過者についても市営住宅使用料の未納額が発生している。当該条例では収入超過者に対して市営住宅の明渡努力義務が課せられており、3 ヶ月以上の家賃滞納者には住宅明渡請求ができることとされている。まずは滞納解消を優先すべきであるが、公営住宅への入居を希望する市民の要望に応えるためにも、滞納解消について非協力的な滞納者に対しては、条例に基づいて明渡請求することが望ましい。

⑥学校給食費の徴収方法(意見)

学校給食費の平成 29 年度末の未納額を確認したところ、給食センター方式の学校より単独給食実施校(以下、「単独校」という。)の方が 1 校当たりの未納額が少ない。単独校の未納額が少ないのは、単独校の学校給食費収支は独立採算のため、収入不足が食材購入資金不足につながるということが理由にあると思われるとのことである。給食センター方式の学校の収納率を向上させるため、単独校の給食費に係る徴収方法や保護者への周知方法など、参考事例があれば積極的に取り入れることが望ましい。また、滞納者に対する納付相談等の取り組みをさらに進めて、児童手当受給者で給食費を滞納している保護者については、他の自治体で既に実施されているような、保護者からの申出により児童手当から給食費を控除する制度を導入することが望ましい。

⑦学校給食費の支払督促と債権放棄及び不納欠損処理(指摘)

平成 30 年度に不納欠損処理した 712,000 円は、平成 24 年度及び 25 年度に調定された給食費であり、督促状への反応がなく、過去 5 年間で納付が全くないことにより、債権放棄・不納欠損処理している。一方、平成 25 年度以前に調定され、平成 31 年度以後に繰越された 261,843 円の債権は、少額ずつでも支払いがあるもの、学校給食費納入誓約書が提出されたことにより時効の中断があったもの、などである。

給食費の支払遅延について誠実に取り組んでいる保護者に対する債権は 5 年経過後も継続して支払を求められるのに対して、給食費の支払遅延解消に取り組まない保護者に対する債権は 5 年で消滅させるのは、公平性に欠ける。給食費の滞納者について、まずは保護者からの申出による児童手当からの引去りによる徴収を進めた上で、納付に非協力的な未納者に対しては、「福島市学校給食長期計画 2016」に記載している通り、法的手続きによる督促制度、強制執行を進めるべきである。

以上